

第114回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年(令和元年) 6月25日(火曜日)
午前10時

開催場所

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京
2階「舞扇」の間
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2019年6月24日(月曜日)午後5時30分まで

株主総会にご出席いただけない場合には、書面又はインターネット等
により議決権行使していただけますようお願い申しあげます。

目次

第114回定時株主総会招集ご通知	1
議決権の行使についてのご案内	2
事業報告	4
連結計算書類	32
計算書類	44
監査報告書	53
株主総会参考書類	57
議案及び参考事項	
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 監査役3名選任の件	
会場ご案内図	末尾

STANLEY
スタンレー電気株式会社
STANLEY ELECTRIC CO., LTD.
証券コード 6923

(証券コード 6923)
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

スタンレー電気株式会社

代表取締役社長 北野 隆典

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができるので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の「議決権の行使についてのご案内」にしたがって、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してください**と願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京2階「舞扇」の間（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第114期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

○**当日ご出席の際は、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**

○**株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.stanley.co.jp/>）に掲載させていただきます。**

議決権の行使についてのご案内

■株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

(ご捺印は不要です。)

■「議決権行使書」を郵送する場合



期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(上記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

■インターネットによる議決権行使の場合



期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時30分まで

■議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。)

ご注意事項

(1) 議決権行使サイトについて

①株主さまのインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。

②インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。

(2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

①郵送とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

②インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金、通信料等は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。



インターネット

行使期限

2019年6月24日(月) 午後5時30分まで

スマートフォンでQRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

ご注意ください

QRコードを用いたログインは初回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いて議決権行使する場合は、下の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



- 「ログインID・仮パスワード」を入力
■「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 「新しいパスワード」を入力
■「送信」をクリック



議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

通話料無料 受付時間 午前9時～午後9時

■議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

【添付書類】

事業報告

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

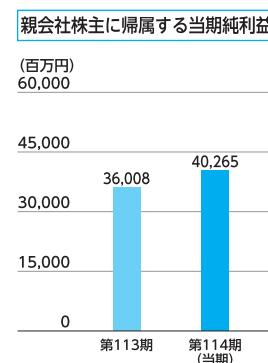
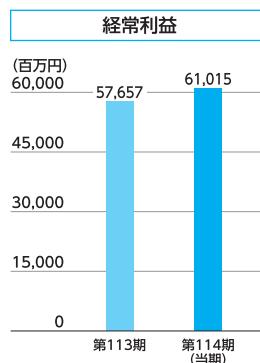
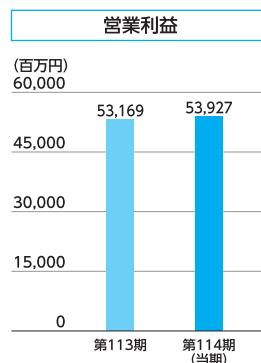
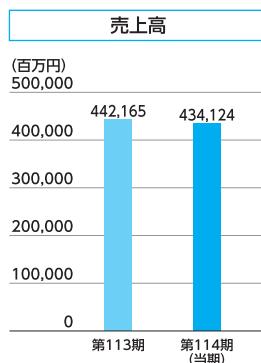
全般的な事業の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、このところ輸出や生産の一部に弱さがみられたものの、緩やかな回復が続きました。

世界経済は、米国では景気の回復が続き、欧州では一部に弱さがみられたものの緩やかに回復、アジアでは総じて安定した成長が続きましたが、中国では緩やかに減速しました。

以上のような事業環境のもと、当社並びにグループ各社（以下、当社グループ）では、グローバルでの市場ニーズを的確に捉えた製品開発、及び受注拡大を目指した営業力強化や生産能力の増強、そして生産工程や間接部門の徹底的なムダ取りといった生産革新活動による生産性向上等を着実に実行しております。

その結果、当連結会計年度における、売上高は4,341億2千4百万円（前期比1.8%減）、営業利益は539億2千7百万円（前期比1.4%増）、経常利益は610億1千5百万円（前期比5.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は402億6千5百万円（前期比11.8%増）と減収増益になりました。



当社グループの事業セグメントの概況

事業区分	売上高				対前期比較 増減率	
	第113期 (2017.4-2018.3)		第114期 (2018.4-2019.3)			
	金額	構成比	金額	構成比		
自動車機器事業	359,791百万円	81.4%	349,827百万円	80.6%	△2.8%	
コンポーネンツ事業	48,590	11.0	46,918	10.8	△3.4	
電子応用製品事業	98,178	22.2	100,868	23.2	2.7	
その他の	2,892	0.7	3,244	0.7	12.2	
調整額	△67,288	△15.3	△66,734	△15.3	—	
合計	442,165	100.0	434,124	100.0	△1.8	

従来、当社グループの事業セグメントの概況の売上高は、外部顧客への売上高を記載しておりました。

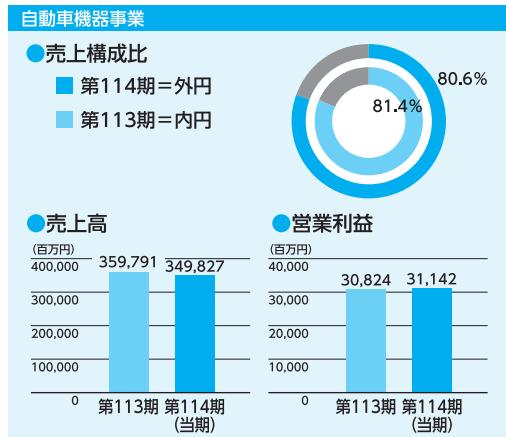
ヘッドランプのLED化に伴い、セグメント間の内部売上高が増加していることから、従来の記載方法では、営業利益率が実態と乖離しているように見えるため、当連結会計年度より、当社グループの事業セグメントの概況の売上高は、セグメント間の内部売上高を含めた記載に変更しております。

自動車機器事業

世界の自動車生産台数は、中国で減少、欧州で微減、日本、米州で横ばい、アジアで微増となり、全体として微減となりました。二輪車生産台数では、中国で減少したものの、日本で微増、米州、欧州、アジアで増加となり、全体として微増となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの自動車機器事業は、米中貿易摩擦に端を発し、米州、中国において自動車用ランプが当第4四半期連結会計期間以降減速したことによって減収となったものの、二輪車用ランプの増加、及び当社が光源から一貫して製造しているLEDヘッドランプが堅調に推移したことにより、増益となりました。

その結果、当連結会計年度における自動車機器事業の売上高は3,498億2千7百万円（前期比2.8%減）、営業利益は311億4千2百万円（前期比1.0%増）となりました。



コンポーネンツ事業

当セグメントが関連するLED照明市場、AV市場は増加となったものの、車載市場は微減、情報通信市場、遊技市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループのコンポーネンツ事業（LED、液晶等）は、LEDヘッドライト等の社内向けLEDが堅調に推移しました。従来、社内向けのLEDについては、コンポーネンツ事業の利益としておりましたが、LEDヘッドライトの増加により社内取引価格を見直したことによって、コンポーネンツ事業は、減収減益となりました。なお、全社の営業利益に変更はありません。

その結果、当連結会計年度におけるコンポーネンツ事業の売上高は469億1千8百万円（前期比3.4%減）、営業利益は80億1千2百万円（前期比13.8%減）となりました。

電子応用製品事業

当セグメントが関連するLED照明市場は増加、車載インテリア市場は微減、OA市場、AV市場のうちカメラ市場は減少となりました。

このような市場環境のもと、当社グループの電子応用製品事業（LED照明製品、液晶用バックライト、ストロボ、操作パネル、社内向け電子基板等）は、当社独自のノートPC用プライバシー機能付きバックライト等の増加、及びLED灯体の制御等に用いる電子基板が堅調に推移したことにより、增收増益となりました。

その結果、当連結会計年度における電子応用製品事業の売上高は1,008億6千8百万円（前期比2.7%増）、営業利益は125億1千4百万円（前期比31.6%増）となりました。

コンポーネンツ事業

●売上構成比

■ 第114期=外円
■ 第113期=内円



●売上高

（百万円）



●営業利益

（百万円）



電子応用製品事業

●売上構成比

■ 第114期=外円
■ 第113期=内円



●売上高

（百万円）



●営業利益

（百万円）



[2] 資金調達の状況

2019年4月19日に当社において、第5回国内無担保普通社債（100億円）の発行をいたしました。

[3] 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、366億1千9百万円で、その内訳は次のとおりであります。

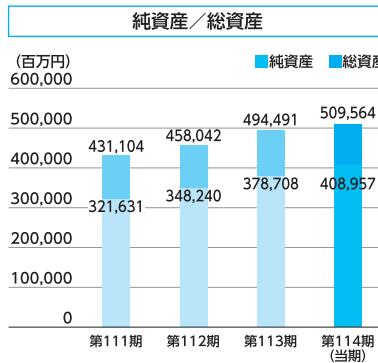
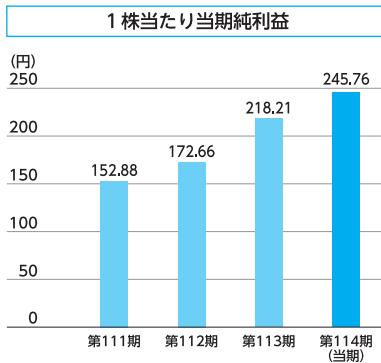
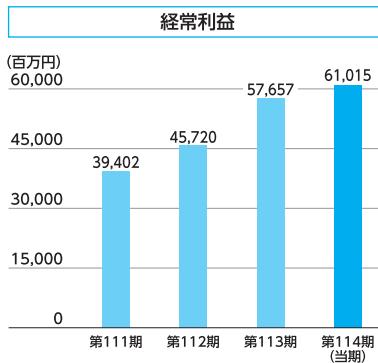
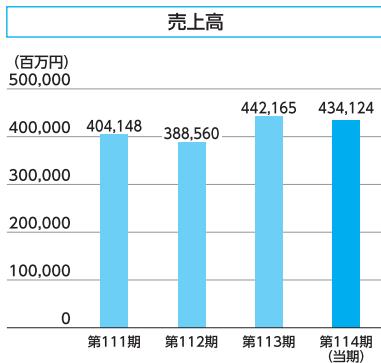
投 資 区 分	金 額
自 動 車 機 器 事 業	23,154百万円
コ ン ポ ー ネ ン ツ 事 業	3,755
電 子 応 用 製 品 事 業	3,854
そ の 他	32
全 社	5,823
合 計	36,619

(注) 全社は、基礎的試験研究活動及び管理部門に係る設備投資額であります。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第111期 (2015.4-2016.3)	第112期 (2016.4-2017.3)	第113期 (2017.4-2018.3)	第114期(当期) (2018.4-2019.3)
売上高(百万円)	404,148	388,560	442,165	434,124
経常利益(百万円)	39,402	45,720	57,657	61,015
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,537	28,685	36,008	40,265
1株当たり当期純利益(円)	152.88	172.66	218.21	245.76
総資産(百万円)	431,104	458,042	494,491	509,564
純資産(百万円)	321,631	348,240	378,708	408,957
1株当たり純資産額(円)	1,759.79	1,913.74	2,089.93	2,259.94

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第114期の期首から適用しており、第113期に係る企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



[5] 対処すべき課題

グローバルな競争に勝ち抜くため、当社グループは一丸となって生産性・効率性を重視した経営を行っております。

すなわち、市場や市況が急激に変化するような、いかなる環境においても振り回されない、真に体質の強い企業集団を目指し、最適な「ものづくり」を追求する生産革新活動を、間接部門を含む全てのビジネスプロセスにまで展開し、より広範囲で高度な生産性向上を日々目指してまいります。

当社グループでは、「生産革新活動」で培ってきたノウハウを建物の設計段階から取り入れ、投資効率を最大限に追求した工場として展開し、生産効率を最大限に高めております。

その具体的な展開としては、主に電子製品を製造するタイのAsian Stanley International Co., Ltd.において新棟を建設し2018年12月に操業を開始いたしました。また、主に自動車用ランプを製造する愛知県の岡崎製作所は2019年12月の完了に向けて再構築を進めており、LED製品などを製造する連結子会社である㈱スタンレー鶴岡製作所においても、隣接地に新工場の建設を2019年9月着工の予定で進めております。

さらに、設計開発力の強化として、横浜みなとみらい地区にみなとみらいテクニカルセンターを開設し、新しい価値を創造するとともにシステム開発を加速してまいります。また、神奈川県の秦野製作所の隣接地に、実車による開発環境と検証環境を実現するために世界最長級（全長220m）の屋内試験施設であるライトトンネル棟を2020年6月の完成を目指して建設いたします。

これからも、開発から販売までの全ての機能が生産に対して「十分な価値が提供できるような仕組み」を構築し、機能連携を強化することにより、多様化するニーズを的確に捉え、競争力ある製品を提供してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

[6] 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの事業セグメントと主要製品の名称は次のとおりであります。

自動車機器事業……自動車用照明製品

コンポーネンツ事業……電子デバイス製品

電子応用製品事業……電子応用製品

その他……その他

[7] 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

当 社 本 社	東京都目黒区
国 内 営 業 拠 点 等	当社 大阪支店 (大阪府)、名古屋支店 (愛知県)、大宮営業所 (埼玉県)、狭山営業所 (埼玉県)、朝霞事業所 (埼玉県)、鈴鹿営業所 (三重県)
国 内 生 産 拠 点 等	当社 秦野製作所 (神奈川県)、岡崎製作所 (愛知県)、浜松製作所 (静岡県)、広島工場 (広島県)、山形工場 (山形県) (株)スタンレー鶴岡製作所 (山形県)
海 外 営 業 ・ 生 産 拠 点 等	Stanley Electric Holding of America, Inc. (米国)、 Stanley Electric U.S. Co., Inc. (米国)、II Stanley Co., Inc. (米国)、 Stanley Electric do Brasil Ltda. (ブラジル)、 Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)、 斯坦雷電氣(中国)投資有限公司 (中国)、 天津斯坦雷電氣有限公司 (中国)、天津斯坦雷電氣科技有限公司 (中国)、 廣州斯坦雷電氣有限公司 (中国)
研 究 開 発 拠 点 等	当社 技術研究所 (神奈川県)、宇都宮技術センター (栃木県)、 横浜技術センター (神奈川県)、オプトテクニカルセンター (神奈川県)

② 企業集団の使用人の状況

事 業 セ グ メ ン ト の 名 称	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
自 動 車 機 器 事 業	9,870名	521名
コ ン ポ ー ネ ン ツ 事 業	2,233	11
電 子 応 用 製 品 事 業	2,961	△1
そ の 他	189	△1
全 社	2,010	46
合 計	17,263	576

- (注) 1. 使用人数は就業者数であります。
2. 全社は、基礎的試験研究活動及び管理部門に係る使用人であります。

[8] 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)スタンレー鶴岡製作所	100.0%	コンポーネンツ製品の製造
Stanley Electric Holding of America, Inc. (米国)	100.0	Stanley Electric U.S. Co., Inc., II Stanley Co., Inc., Stanley Electric Sales of America, Inc. の持株会社
Stanley Electric do Brasil Ltda. (ブラジル)	90.0	自動車機器製品の製造販売
Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)	100.0	自動車機器製品の製造販売
天津斯坦雷電気科技有限公司 (中国)	100.0	自動車機器製品の設計開発
斯坦雷電気 (中国) 投資有限公司 (中国)	100.0	蘇州斯坦雷電気有限公司、深圳斯坦雷電気有限公司、天津斯坦雷電気有限公司、武漢斯坦雷電気有限公司、広州斯坦雷電気有限公司、上海斯坦雷電気有限公司、斯坦雷電気貿易 (深圳) 有限公司の持株会社

[9] 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,392百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,776百万円

[10] 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さんに対しては、安定した配当の維持及び適正な利益還元を基本としています。内部留保金につきましては、中長期的な展望に立った新製品・新事業の開発及び経営体制の効率化等企業価値を高めるための投資に活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化に取り組んでまいります。

当社の配当金につきましては、安定した配当の維持及び適正な利益還元を基本としており、連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目指しております。当期の期末配当金につきましては、2018年10月29日公表の1株当たり25円とし、当中間配当金の1株当たり25円と合わせて年間配当金は50円となります。

なお、当社では、株主の皆さんへの利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、当期において、2018年9月25日開催の取締役会決議に基づき、29億9千9百万円(78万株)、2019年3月18日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日から2019年4月9日までの期間に19億9千9百万円(62万株)の自己株式取得を実施いたしました。また、2018年5月9日に8億8千9百万円(40万株)、2018年11月14日に9億3千1百万円(40万株)、2019年5月15日に9億4千8百万円(40万株)の自己株式の消却を行っております。

[11] その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び当社の米国子会社は、他の事業者と共同して自動車用ランプ等について調整行為を行った等として、カナダ国、米国において民事訴訟（クラスアクション）の提起を受けておりましたが、米国においては当該クラスアクションの原告等との間で、和解について合意に至りました。

なお、カナダ国における訴訟は継続しております。

2. 株式に関する事項

[1] 発行可能株式総数

750,000,000株

[2] 発行済株式の総数

175,200,000株

(注) 2018年5月9日付及び2018年11月14日付をもって自己株式を消却したことにより、「発行済株式の総数」が前事業年度末に比べて800,000株減少しております。

[3] 当事業年度末の株主数

9,112名

[4] 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	9,235千株	5.65%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,796	5.38
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,111	4.96
J P MORGAN CHASE BANK 385632	7,784	4.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,886	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,492	3.97
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退 職 給 付 信 託 三 菱 U F J 銀 行 口)	5,440	3.33
JPMCB OMNIBUS US PENSION TREATY JASDEC 380052	3,523	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,788	1.71
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,677	1.64

(注) 1. 当社は、2019年3月31日現在自己株式を11,728千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(11,728千株)を控除して計算しております。

[5] その他株式に関する重要な事項

当事業年度中において、会社法第459条第1項の規定による定款授權に基づく取締役会決議により取得した自己株式

- ① 普通株式 786,500株
- ② 取得価額の総額 2,999,761千円
- ③ 取得を必要とした理由 株主の皆さまへの利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため。

3. 新株予約権等に関する事項

[1] 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

ストックオプションとしての新株予約権

名称	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議の日	2014年7月30日	2015年7月27日
保有人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 1名	当社取締役 (社外取締役を除く) 3名
新株予約権の数	74個	130個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 7,400株	当社普通株式13,000株
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり2,588円	1株当たり2,272円
新株予約権の行使期間	2017年4月1日から 2020年3月31日まで	2018年4月1日から 2021年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	

名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議の日	2016年6月20日	2017年7月31日
保有人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 8名 当社監査役 1名	当社取締役 (社外取締役を除く) 8名
新株予約権の数	325個	355個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 32,500株	当社普通株式 35,500株
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり2,539円	1株当たり3,742円
新株予約権の行使期間	2019年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2023年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 2. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。	

名称	第8回新株予約権
発行決議の日	2018年7月26日
保有人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 8名
新株予約権の数	355個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式35,500株
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1株当たり3,926円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から 2024年3月31日まで
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

ストックオプションとしての新株予約権

名称	第8回新株予約権	
発行決議の日	2018年7月26日	
交付された者的人数	当社使用人629名	当社の子会社の役員26名
新株予約権の数	1,769個	92個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式176,900株	当社普通株式9,200株
新株予約権の払込金額	払込を要しない	
新株予約権の行使価額	1株当たり3,926円	
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から2024年3月31日まで	
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時ににおいて、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 	

4. 会社役員に関する事項

[1] 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 野 隆 典		
専務取締役	平 塚 豊	購買担当、ロジスティクス担当、環境担当、コンプライアンス・企業倫理担当、日本関係会社事業担当	
常務取締役	田 迂 徹	研究開発・技術担当、品質担当、アジア・大洋州事業担当	
取締役	飯 野 勝 利	コーポレートマネジメント担当	
取締役	高 森 啓 之	生産担当、米州事業担当	
取締役	米 谷 光 弘	特定顧客担当、中国事業担当	
取締役	貝 住 泰 昭	先進技術担当	
取締役	上 田 啓 介	営業担当、欧州事業担当	
取締役	森 正 勝		国際大学特別顧問、ヤマトホールディングス株式会社社外取締役、キリンホールディングス株式会社社外取締役
取締役	河 野 宏 和		慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長・教授、慶應義塾大学ビジネス・スクール校長、公益社団法人日本経営工学会監事、株式会社岡三証券グループ社外取締役、監査等委員、横浜ゴム株式会社社外取締役
常勤監査役	山 口 隆 太		
常勤監査役	下 田 浩 二		
監査役	山 内 悅 翔		セイコーホールディングス株式会社社外監査役
監査役	網 谷 充 弘		一橋綜合法律事務所パートナー弁護士、株式会社ハブ社外監査役、株式会社シグマクシス社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
監 査 役	菅 野 寛		早稲田大学大学院経営管理研究科教授、株式会社WOWOW社外取締役、三井海洋開発株式会社社外取締役、E R I ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち森正勝及び河野宏和の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役のうち山内悦嗣、網谷充弘及び菅野寛の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 山内悦嗣氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役の森正勝及び河野宏和並びに社外監査役の山内悦嗣、網谷充弘及び菅野寛の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中に次のとおり取締役の担当の異動がありました。

【担当の異動】(2018年6月26日付)

地 位	氏 名	異 動 前	異 動 後
取 締 役	貝 住 泰 昭	先進技術担当、インテグレーテッドコンポーネンツ事業部長	先進技術担当

[2] 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役（社外取締役を含む）	10人	829百万円
監査役（社外監査役を含む）	5人	89百万円
計 (上記のうち社外役員分)	15人 (5人)	919百万円 (33百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与及び賞与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第102回定時株主総会において、年額900百万円以内と決議をいただいております。また、当該年額900百万円以内とは別枠で、2010年6月29日開催の第105回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等を、年額40百万円以内とする旨の決議をいただき、2013年6月25日開催の第108回定時株主総会において、当該年額900百万円の範囲内で取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等を、年額100百万円以内とする旨の決議をいただいております。

その後、2018年6月26日開催の第113回定時株主総会において、上記株式報酬型ストックオプション制度に関する報酬枠の廃止を決議するとともに、譲渡制限付株式の付与による報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。具体的には、上記年額900百万円の報酬限度額の範囲内で取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の枠を年額100百万円以内とする旨の決議をいただいております。

なお、当社は、2018年6月26日開催の第113回定時株主総会において、当事業年度に限り、上記900百万円の報酬限度額及び譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬等の枠である年額100百万円以内とは別に、移行措置として、過去に割当てを受けた未行使の株式報酬型ストックオプションを保有する者を対象に、当該ストックオプション（その目的となる株式の数（67,100株））を放棄のうえ、同数の譲渡制限付株式を付与し、本制度へ移行するための報酬等の枠として、年額400百万円以内の報酬枠を決議をいただいております。

- 監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第102回定時株主総会において、年額140百万円以内と決議をいただいております。
- 報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）賞与の額160百万円、監査役（社外監査役を除く）賞与の額9百万円及び社外役員賞与の額5百万円が含まれております。
- 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額には、ストックオプションとしての報酬の額34百万円が含まれております。
- 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額には、譲渡制限付株式としての報酬の額289百万円が含まれております。

なお、当該金額には、上記2記載の株式報酬型ストックオプション制度からの移行措置として2018年7月20日付で付与した譲渡制限付株式（67,100株）に相当する報酬の額256百万円が含まれております。

[3] 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森 正 勝	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、株主利益を念頭に置いて、長年にわたるコンサルティング会社経営者としての経験に基づき、専門的見地からの発言を行っております。
取締役	河野 宏和	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、株主利益を念頭に置いて、経営工学を専門とする経営管理に関する経験に基づき、専門的見地からの発言を行っております。
監査役	山内 悅嗣	当事業年度開催の取締役会13回のうち7回及び監査役会13回のうち12回に出席し、株主利益を念頭に置いて、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	網谷 充弘	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会13回全てに出席し、株主利益を念頭に置いて、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	菅野 寛	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回及び監査役会13回全てに出席し、株主利益を念頭に置いて、主に企業戦略立案の研究者及び経営コンサルタントとしての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2006年6月27日開催の第101回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役の責任限定契約

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

[4] その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

[1] 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

[2] 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	90百万円
② 当社及び当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画の内容と前期の監査実績や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持するために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、Stanley Electric Holding of America, Inc.、Stanley Electric do Brasil Ltda.、Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.、天津斯坦雷電気科技有限公司、斯坦雷電気（中国）投資有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

[3] 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、解任いたします。

また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

＜業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要＞

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会はコーポレートガバナンスを一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守態勢の確立に努める。

監査役会により内部統制システムの機能と有効性を監査する。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報として、取締役会等主要会議体の議事録、社内稟議、各種契約書等を「文書管理規定」等の社内規定に基づき保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書又は電磁的記録を閲覧することができるものとする。

情報の漏洩・滅失・紛失を防止するとともに情報の漏洩・滅失・紛失時の対応策を講じるため、情報セキュリティ体制を構築し、規定等に基づき管理、運用、監査を実施する。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理を体系的に定める「リスク管理規定」を制定し、「リスク管理委員会」を設置し、代表取締役のもとにリスク管理体制を構築する。

「リスク管理委員会」は、企業を取り巻く危険やリスクに迅速かつ的確に対処するよう努めるとともに、取締役及び監査役に直ちに情報が伝わる仕組みを構築する。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

スタンレーブループ共有の基本的価値観である『スタンレーブループビジョン』を目指して達成すべき10年間の目標として「スタンレーブループ第2長期経営目標」を策定し、さらにその中期的な目標として中期3ヶ年経営計画及び毎年の単年度経営計画を策定し、各期ごとに目標のレビューを実施し、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保するシステムを採用する。目標を達成するためのグループの体制として、事業部・機能部門・地域（拠点）の3つの軸が連携する「3次元グループマトリクス経営」を採用する。

当社の取締役は、当社グループ事業に精通し、「取締役会規則」に則って取締役会での慎重な議論を経て事業経営に関する迅速かつ適切な経営判断を行う。

全社的に影響を及ぼす重要な事項については、取締役会に諮る以前に多面的な検討を経て慎重に決定するために、主な取締役で経営会議を組織し、審議する。

これらの決裁体制により適正かつ効率的な意思決定を行う。

[5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、『スタンレーブループ行動規範』を制定し、役員及び使用人がその行動を律するために従うべき規範とする。

『スタンレーブループ行動規範』では、法令、社内の規則・規定等に限ることなく、企業倫理（企業活動において守るべき社会から要請される社会・道徳規範）を対象とする。

『スタンレーブループ行動規範』を実効あるものとするために、企業倫理・法令遵守態勢として「企業倫理規定」を定め、企業倫理を所管する取締役を選任し、企業倫理委員会を組織するとともに、社内主要組織の長及び関係会社社長を企業倫理管理責任者として定める。

企業倫理委員会は、法令違反事案への対応、企業倫理・法令遵守管理方針の立案、企業倫理・法令遵守状況の検証、社内教育等を行う。

使用人等の法令違反行為等に関する内部通報制度として、企業倫理改善提案窓口を外部の弁護士事務所に設置する。同窓口では、通報した使用人等を保護しながら、通報による正当な指摘・意見を把握し、適切な処置を行う。

企業倫理委員会は、企業倫理管理責任者から定期、不定期に活動報告を受けるとともに、企業倫理・法令遵守に関して取締役会及び監査役会に報告する。

[6] 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『スタンレーブループ行動規範』を当社グループ共通に適用する規範とする。

企業倫理改善提案窓口を当社及び子会社使用人全員が利用できるものとする。

日常業務で発生する法令等に関する課題等については、当社の所管部門に対し子会社から問合せを実施できる体制とし、各社の企業倫理・法令遵守に活用する。

グループで共通に留意すべき企業倫理・法令遵守に関する事象については、当社の所管部門から子会社に対して、情報提供等を実施するとともに、相互に情報交換を行う。

当社及び子会社の業務運営状況を把握し、その改善を図るため、コーポレートガバナンス推進室を代表取締役直属の組織として設置し、内部監査を担当させ、その結果を代表取締役及び監査役会に報告させる。

「リスク管理委員会」は、グループ全体を取り巻く具体的なリスクを予見し、そのリスクがもたらす損失を予防するための対策を定めることに加え、危機が発生した場合には安全を確保し、損失を最小限にとどめるための事後処理対策、再発防止策などを効果的かつ効率的に講じることによって、事業の継続と安定的発展を確保する。

当社と子会社間の取引にあっては、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施する。

子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使する。

取締役の中から子会社ごとに主管取締役を選定し、子会社の業務遂行の効率性、適正性を指導・監督するとともに、子会社の業務遂行状況その他の重要な事項について子会社から報告を受け、必要に応じて、取締役会等の重要な会議に報告する。

当社グループの監査役の連携を強化するため、関係会社監査役連絡会を定期的に開催する。

当社グループは反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。反社会的勢力及び団体への対応は総務部が統括部門となり、所轄の警察署、顧問弁護士との連携を強化し情報収集に努める。

[7] 監査役の職務の補助使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

コーポレートガバナンス推進室に所属する使用人の一部を監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人として選定する。

当該使用人の任命・解雇・配転等の人事異動を行う場合、及び当該使用人を懲罰に処する場合には、事前に監査役と協議する。

監査役及び監査役会の職務を補助すべき使用人の業務については、監査役が当該業務を担当する使用人に対し、直接指揮命令することができる。

[8] 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役は、①経営会議で決議された事項、②当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、③毎月の経営状況、事業の遂行状況及び財務状況に関する事項、④内部監査及びリスク管理に関する事項、⑤重大な法令、定款違反に関する事項、⑥その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、使用人は、上記②、⑤及び⑥の事項について、監査役又は監査役会に対して当該事項を遅滞なく報告するものとする。

子会社の取締役、監査役、使用人等は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令、定款違反に関する事項、その他企業倫理・法令遵守上重要な事項について、当社の監査役又は監査役会に直接又は当社の関係部門を通じて遅滞なく報告するものとする。

監査役又は監査役会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知する。

[9] 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

[10] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会において監査の方針、監査計画、監査の方法等その職務を遂行するうえで必要と認めた事項を定めるものとする。

監査役会は、内部統制の実施状況を監査するために、いつでもコーポレートガバナンス推進室、総務部、経理部その他必要な部門を担当する取締役及び使用人から報告を受ける

ことができるものとする。

監査役は、事業部会等の重要な会議に出席できるものとする。

監査役会は代表取締役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

監査役会は代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明するものとする。

監査役会は、定期に会計監査人と会合をもち、会計監査の状況等について報告を求めるものとする。

＜業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要＞

当社は、上記業務の適正を確保するための体制等の整備とその適切な運用に努めております。

コンプライアンスについては、『スタンレーブループ行動規範』に基づき、担当部署にてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、弁護士を招いて研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。また、使用人等の法令違反行為等に関する内部通報制度として、企業倫理改善提案窓口を外部の弁護士事務所に設置しており、通報した使用人等を保護しながら、適切な処置を実施しております。

情報の保存及び管理については、「文書管理規定」等の社内規定に基づき契約書等を適切に保存及び管理をしており、取締役会議事録についても適正に記録・作成し、保存及び管理をしております。

リスク管理については、当社各部門及び当社グループ各社からリスクが報告される体制を構築し、当社及び当社グループに関わるリスクの認識、分析を行い、適切な対応を行っております。

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の意思決定をするとともに、取締役の業務執行の監視・監督を行っております。なお、当事業年度においては取締役会を13回開催いたしました。

子会社の管理については、子会社ごとの主管取締役が子会社の事業活動を把握し、適切な指導・監督をするとともに子会社の業務遂行状況その他の重要な事項について報告を受け、必要に応じて当社の取締役会等の重要な会議に諮っております。

監査体制については、監査役が監査役会において定めた監査役監査基準及び監査計画に則り、取締役会やその他の重要な会議に出席するほか、代表取締役と定期的な会合をもち、取締役等から職務の執行状況を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しております。さらに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対して業務の執行状況の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人とも定期的に会合をもち、会計監査等について報告を受けております。なお、当事業年度においては監査役会を13回開催いたしました。内部監査については、コーポレートガバナンス推進室が独立した専任組織として、内部統制の有効性、コンプライアンス等の観点から当社グループの業務全般を監査しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉である①当社が長年培ってきた"光技術"及びそれを維持・発展させる技術力やノウハウ、②多様な市場、顧客に対応する幅広い事業分野及びそれを維持・発展させるノウハウ、③自動車メーカー、エレクトロニクスマーカーといった優良な顧客との間で長期にわたって築かれてきた友好的な取引関係及び厚い信頼関係、④当社の革新的な企業文化や高い技術力を支え、生産活動を通じて蓄積してきたノウハウや技能を有する優秀な従業員の存在、といった有形無形の財産を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、その株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、大量買付の対象となる会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいはその取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大量買付の対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このように当社株式の買付けを行う者が、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、必要かつ相当な対抗措置を講じることが必要であると考えております。

[2] 基本方針実現のための取組みの概要

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、グループ共有の基本的価値観である『スタンレーグループビジョン』を目指し、2010年に「スタンレーグループ第2長期経営目標」を策定しました。その中で、3ヶ年毎に経営計画の指針を示しております。

2017年4月～2020年3月の「第VII期中期3ヶ年経営計画の指針」では、「グローバルで光り輝く経営」「グローバルで光り輝く事業」「グローバルで光り輝く文化・風土」を最重要事項として位置づけております。

「グローバルで光り輝く経営」では、事業、機能、地域の3つの軸のグループマトリックス経営を確立し、スタンレーグループのあらゆる組織がグローバルに連携して、継続的に

企業価値を向上する取り組みを行う姿を目指し、グローバルでキャッシュを創出し成長へ投資するという好循環を形成していきます。

「グローバルで光り輝く事業」では、世界の優良企業としてのスタンレーブランドを確立して、全ての顧客から重要なパートナーと認められることを目指します。そのために、世界No.1の光技術の獲得に努め、高付加価値、高品質製品の提供につなげることで、社会に広く貢献していきます。

「グローバルで光り輝く文化・風土」では、スタンレーブループビジョンを基盤として、社員一人一人の個性を豊かなものに醸成し、多様な個性から構成される、創造的で互いに協力し合う集団へとスタンレーブループを変えていきます。

これらの取り組みによる中長期の経営指標を以下のように定めております。

ROEは、15%を目標としております。

連結配当性向20%以上、自己株の取得を含めた総還元性向は、連結で35%以上を目標としております。

成長のエンジンとして売上高の向上に加えて、生産性の向上に注力し、一人あたり付加価値額の向上を目指しております。

損益分岐点比率を意識した、強い経営体質を目指しております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理の徹底により企業としての社会的責任を果たしていくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図る上で不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス体制の強化に従来から取り組んでおります。当社では、独立した社外監査役3名を含む5名の監査役が、独立した内部監査組織であるコーポレートガバナンス推進室と緊密な連携をとりつつ、経営の透明性を高めるべく公正中立な観点から取締役の職務執行の監査を実施しております。さらに、社外取締役を2010年から1名、2015年から2名選任するとともに、社外取締役及び社外監査役を構成員とし、当社の持続的成長につながる幅広い提言を行う代表取締役の諮問機関としてガバナンス委員会を設置しています。また、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、当社は、上記社外取締役2名及び社外監査役3名を、独立役員に指定の上、東京証券取引所に届け出ております。加えて、個々の従業員における遵法意識を醸成し、その社内定着を図るため、2005年に『スタンレーブループ行動規範』を制定するとともに、社内教育にも注力しており、全社一丸となって企業価値の向上に努めております。さらに、2013年には社内の遵法意識の醸成・定着をより推進・強化するための専任組織を設置し、従業員へのコンプライアンス教育を徹底して行っております。また、2016年には総務部法務課を独立させ法務部とし、コンプライアンスのさらなる強化を図っております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年5月16日開催の当社取締役会において、[1]で述べた基本方針に照らし、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続的に導入することを決定し、2016年6月23日開催の第111回定時株主総会において、本プランの継続的導入につき承認を得ております。

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等を行おうとする者は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、買付内容等の検討に必要な情報等（以下「本必要情報」といいます。）を記載した買付説明書を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役等で構成される独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしもあれば）が提出された場合、当社取締役会に対してても、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見等を提供するよう要求することができます。独立委員会は、買付者等及び当社取締役会からの情報等を受領してから最長60日間（ただし、合理的な理由がある場合には、独立委員会は30日間を上限とする合理的な範囲内において、当該期間を延長することができます。）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。新株予約権の無償割当てを実施する場合、当該新株予約権は、金1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができるものとします。また、当該新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社普通株式1株と引換に新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留

保を付した場合、又は買付等について発動事由の該当可能性が問題となっており、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。

本プランの有効期間は、2016年6月23日開催の第111回定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限の当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランの継続的導入にあたっては、新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主及び投資家の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。

〔3〕具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

〔2〕1.に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、〔1〕に記載した基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。また、当社取締役会といたしましては、〔2〕2.に記載した本プランも、以下の事項を考慮し織り込むことにより、基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

（1）企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

（2）株主意思の重視

当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において本新株予約権の無償割当の実施に関する株主の皆さまの意思を確認することができることとしております。加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(ご参考)

なお、本プランは当事業年度末時点のものを記載しております。本プランの有効期間は、2019年6月25日開催予定の当社第114回定時株主総会の終結の時までとなっており、当社は2019年5月20日開催の取締役会において、有効期間の満了をもって本プランを継続しないことを決議しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	143,928	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	38,344
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	69,392	短 期 借 入 金	6,168
た な 卸 資 産	28,000	1 年 内 償 還 予 定 の 社 会 債 務	10,000
そ の 他	22,092	リ 一 ス 債 務	170
貸 倒 引 当 金	△ 4	未 払 法 人 税 等	4,690
流 動 資 産 合 計	263,410	未 賞 役 員 賞 与 の 引 当 金	5,022
固 定 資 産		そ の 他	194
有 形 固 定 資 産		流 動 負 債 合 計	22,291
建 物 及 び 構 築 物	63,277	固 定 負 債	86,881
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	56,387	リ 繰 役 退 職 員 退 職 賞 与 の 延 期 一 次 債 務	405
工 具 、 器 具 及 び 備 品	19,014	税 金 附 付 に 係 る 勘 定	6,520
土 地	14,997	勞 使 に 係 る 勘 定	43
リ 一 ス 資 産	562	引 当 金	5,246
建 設 仮 勘 定	18,789	負 債 他 勘 定	451
有 形 固 定 資 産 合 計	173,029	固 定 負 債 合 計	1,057
無 形 固 定 資 産	5,522	株 主 資 本	13,725
投 資 そ の 他 の 資 産		(純 資 産 の 部)	100,606
投 資 有 価 証 券	62,536	資 本 金	
繰 延 税 金 資 産	2,492	資 本 剰 余	30,514
そ の 他	2,573	利 益 剰 余	29,878
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	67,601	自 己 株 式	319,754
固 定 資 産 合 計	246,154	株 主 資 本 合 計	△ 27,304
資 産 合 計	509,564	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	352,843
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,410
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 2,292
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 524
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	16,593
		新 株 予 約 権	371
		非 支 配 株 主 持 分	39,149
		純 資 産 合 計	408,957
		負 債 純 資 産 合 計	509,564

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

科 目		金 額
売 売	上 原 高 価	434,124
売 売	上 原 高 価	334,570
売 売	上 総 利 益	99,554
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	利 益	45,626
營 業 利 益		53,927
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		2,366
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		3,067
受 取 口 イ ヤ リ テ イ 一 そ の 他		1,598
		957
		7,990
營 業 外 費 用		
支 払 利 息		143
為 替 差 損		148
特 別 調 査 費 用		86
外 国 源 泉 税		148
そ の 他		376
		902
經 常 利 益		61,015
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		37
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		1,336
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		59,716
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		13,260
法 人 税 等 調 整 額		428
当 期 純 利 益		13,688
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		46,027
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,762
		40,265

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額			
当期首残高	30,514	29,878	289,178	△26,496	323,074	23,299	△3,105	△330	413	35,355	378,708
当期変動額											
剰余金の配当	—	—	△8,044	—	△8,044	—	—	—	—	—	△8,044
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	40,265	—	40,265	—	—	—	—	—	40,265
自己株式の取得	—	—	—	△3,006	△3,006	—	—	—	—	—	△3,006
自己株式の処分	—	—	125	174	300	—	—	—	—	—	300
自己株式の消却	—	—	△1,821	1,821	—	—	—	—	—	—	—
新株予約権の行使	—	—	50	203	253	—	—	—	—	—	253
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	△3,889	812	△194	△42	3,794	480
当期変動額合計	—	—	30,576	△807	29,768	△3,889	812	△194	△42	3,794	30,249
当期末残高	30,514	29,878	319,754	△27,304	352,843	19,410	△2,292	△524	371	39,149	408,957

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	36社
主要な連結子会社の名称	(株)スタンレー鶴岡製作所、Stanley Electric U.S. Co., Inc.、 II Stanley Co., Inc.、Stanley Electric Holding of America, Inc.、 Stanley Electric do Brasil Ltda.、 Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.、 天津斯坦雷電氣有限公司、天津斯坦雷電氣科技有限公司、 広州斯坦雷電氣有限公司、斯坦雷電氣（中国）投資有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社数及び名称

3社

Thai Stanley Electric Public Co., Ltd.、Hella-Stanley Holding Pty Ltd、
Lumax Industries Ltd.

② 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

Sirivit-Stanley Co., Ltd.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算出）

時価のないもの … 主として移動平均法による原価法

b デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ … 時価法

c たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

b 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

c リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

a 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、主として支給見込額基準により計上しております。

c 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

d 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

b 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

c 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更いたしました。

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めていた「外国源泉税」（前連結会計年度は、140百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

331,624百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

175,200,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月21日 取締役会	普通株式	3,938	24.00	2018年3月31日	2018年6月27日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	4,106	25.00	2018年9月30日	2018年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月20日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	4,086	25.00	2019年3月31日	2019年6月26日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

203,200株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、第一に安全性、第二に流動性、第三に収益性を重視して運用しております。資金調達は、主に社債発行、銀行を中心とした借入により行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

定期預金等である現金及び預金は、取引金融機関の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「金融機関取引方針」により安全性を重視し、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引条件に定められた期間内に回収するものとして各事業部の営業管理部門が期日管理及び残高管理を行う体制をとっております。当社グループの製品は日本国内のほか、米州、その他の地域において販売されており、外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、為替予約取引によりリスクをヘッジしており、その実行と管理を経理担当部署及び海外担当部署で行っております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、毎月時価の状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金、設備投資に係る資金調達であり、社債は主に運転資金に係る資金調達であります。営業債務、借入金及び社債は流動性のリスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループは資金繰表を作成することにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。これらのデリバティブ取引は、カウンターパーティーリスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。また、その執行・管理に関しては、取引権限等を定めた社内規定に従い実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	143,928	143,928	—
(2) 受取手形及び売掛金	69,392	69,392	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	1,004	1,008	3
② その他有価証券 (関連会社株式含む)	57,822	67,153	9,331
資 産 計	272,148	281,483	9,334
(1) 支払手形及び買掛金	38,344	38,344	—
(2) 短期借入金	6,168	6,168	—
(3) 社債	10,000	10,000	0
(4) リース債務	575	575	—
負 債 計	55,088	55,088	0
デリバティブ取引（※1）	(28)	(28)	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) リース債務

リース債務の時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル 円	1,326 61	—	△27 △1	△27 △1
	合計	1,387	—	△28	△28

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価
			うち1年超	1年以内	
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	4,048 401	— —	(注) (注)
合計			4,450	—	—

(注) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,708
合計	3,708

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,259円94銭
- (2) 1株当たり当期純利益 245円76銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2019年3月18日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

800,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額

2,000百万円（上限）

④ 取得する期間

2019年4月1日から2019年4月11日まで

⑤ 取得する方法

市場買付

(3) 取得結果

上記市場買付による取得の結果、2019年4月1日から2019年4月9日までの間に、当社普通株式629,500株（取得価額1,999百万円）を取得いたしました。

(自己株式の消却)

当社は、2019年4月24日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を下記のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

① 消却する株式の種類

当社普通株式

② 消却する株式の総数

400,000株

③ 消却予定日

2019年5月15日

(2) 消却日

2019年5月15日

(3) 上記の消却後の発行済株式総数は、174,800,000株であります。

(社債の発行)

当社は、2019年3月18日開催の取締役会において、総額100億円を限度とする国内無担保普通社債の発行を決議し、2019年4月19日に国内無担保普通社債100億円を発行いたしました。その概要は以下のとおりです。

銘柄

スタンレー電気株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

発行価額の総額

金10,000百万円

発行価格

各社債の金額100円につき金100円

利率

年0.150%

償還期限	2024年4月19日
手取金の使途	2019年4月23日償還の社債償還資金に充当する。
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に、担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

科 目		金 額
売 上	高 価	208,849
売 上 原		169,739
売 上 総 利	益	39,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,488
営 業 利 益		11,621
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金		4,811
受 取 口 イ ヤ リ テ イ 一 他		8,107
そ の 他		480
		13,399
営 業 外 費 用		
支 払 利 息		170
為 替 差 損		253
特 別 調 査 費 用		86
外 国 源 泉 税		148
そ の 他		50
		708
経 常 利 益		24,311
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損		685
税 引 前 当 期 純 利 益		23,629
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,261
法 人 税 等 調 整 額		366
当 期 純 利 益		4,628
		19,001

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	
	資本準備金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,289	22,320	102,923	129,734
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△8,044	△8,044
当期純利益	—	—	—	—	—	—	19,001	19,001
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	125	125
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	△1,821	△1,821
新株予約権の行使	—	—	—	—	—	—	50	50
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	9,312	9,312
当期末残高	30,514	29,825	29,825	3,201	1,289	22,320	112,235	139,046

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△26,496	163,577	23,299	23,299	413	187,290
当期変動額						
剰余金の配当	—	△8,044	—	—	—	△8,044
当期純利益	—	19,001	—	—	—	19,001
自己株式の取得	△3,006	△3,006	—	—	—	△3,006
自己株式の処分	174	300	—	—	—	300
自己株式の消却	1,821	—	—	—	—	—
新株予約権の行使	203	253	—	—	—	253
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	△3,894	△3,894	△42	△3,936
当期変動額合計	△807	8,504	△3,894	△3,894	△42	4,567
当期末残高	△27,304	172,081	19,405	19,405	371	191,858

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法による）

製品・仕掛品・原材料 …… 総平均法

貯 蔵 品 …… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定額法

（リース資産を除く）

② 無形固定資産 …… 定額法 なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金 …… 役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 …… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用 …… 連結納税制度を適用しております。
- ③ 退職給付に係る …… 計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用会計処理の方法の会計処理の方法が、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しております「流動負債」の「設備関係支払手形」(当事業年度は、18百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「支払手形」に含めて表示しております。

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計に関する注記を変更いたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	190,184百万円
----------------	------------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	27,613百万円
短期金銭債務	9,100百万円

(3) 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権	63百万円
金銭債務	312百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	47,695百万円
仕入高	67,770百万円
営業取引以外の取引による取引高	15,663百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	11,728,364株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社評価損	1,905百万円
賞与引当金	1,009百万円
退職給付引当金	837百万円
未払費用	487百万円
その他	967百万円
繰延税金資産小計	5,209百万円
評価性引当額	△2,107百万円
繰延税金資産合計	3,101百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△8,488百万円
固定資産圧縮積立金	△564百万円
その他	△192百万円
繰延税金負債合計	△9,246百万円
繰延税金負債の純額	△6,144百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(注3)
子会社	(株)スタンレー 鶴岡製作所	所有 直接100.0%	当社製品の 製造 役員の兼任等	製品・原材 料等の購入 (注2)	20,340	買掛金	1,881
子会社	(株)スタンレー 宮城製作所	所有 直接100.0%	当社製品の 製造 役員の兼任等	資金の貸付 (注1)	2,300	短期貸付金	2,300
				資金の回収 (注1)	2,700		
子会社	Stanley Electric do Brasil Ltda.	所有 直接 70.0% 間接 20.0%	当社製品の 製造販売 役員の兼任等	資金の貸付 (注1)	4,838	短期貸付金	4,814
				資金の回収 (注1)	4,838		
子会社	Stanley Electric Manufacturing Mexico S.A. de C.V.	所有 直接 70.0% 間接 30.0%	当社製品の 製造販売 役員の兼任等	資金の貸付 (注1)	4,794	短期貸付金	4,883
				資金の回収 (注1)	4,249		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 製品・原材料等の購入については、市場価格を勘案し合理的に決定しております。

(注3) 期末残高は、当事業年度末の直物為替相場により円貨に換算した金額を表示しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,171円38銭

(2) 1株当たり当期純利益

115円97銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2019年3月18日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を下記のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行を可能とするため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類

当社普通株式

② 取得する株式の総数

800,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額

2,000百万円（上限）

④ 取得する期間

2019年4月1日から2019年4月11日まで

⑤ 取得する方法

市場買付

(3) 取得結果

上記市場買付による取得の結果、2019年4月1日から2019年4月9日までの間に、当社普通株式629,500株（取得価額1,999百万円）を取得いたしました。

(自己株式の消却)

当社は、2019年4月24日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を下記のとおり決議し、実施いたしました。

(1) 自己株式消却に関する取締役会の決議内容

① 消却する株式の種類

当社普通株式

② 消却する株式の総数

400,000株

③ 消却予定日

2019年5月15日

(2) 消却日

2019年5月15日

(3) 上記の消却後の発行済株式総数は、174,800,000株であります。

(社債の発行)

当社は、2019年3月18日開催の取締役会において、総額100億円を限度とする国内無担保普通社債の発行を決議し、2019年4月19日に国内無担保普通社債100億円を発行いたしました。その概要は以下のとおりです。

銘柄

スタンレー電気株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）

発行価額の総額

金10,000百万円

発行価格

各社債の金額100円につき金100円

利率

年0.150%

償還期限	2024年4月19日
手取金の使途	2019年4月23日償還の社債償還資金に充当する。
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に、担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

スタンレー電気株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広 
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スタンレー電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタンレー電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

スタンレー電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 雅 広 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 小 林 圭 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スタンレー電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについて、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

スタンレー電気株式会社 監査役会

常勤監査役 山 口 隆 太 印

常勤監査役 下 田 浩 二 印

社外監査役 山 内 悅 翔 印

社外監査役 綱 谷 充 弘 印

社外監査役 菅 野 寛 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位及び担当		
1	再任	きた 北	の 野	たか 隆	のり 典	代表取締役社長	
2	再任	ひら 平	つか 塚	ゆたか 豊	専務取締役 購買担当、ロジスティクス担当、環境担当、 コンプライアンス・企業倫理担当、 日本関係会社事業担当		
3	再任	た 田	なべ 辺	とおる 徹	常務取締役 研究開発・技術担当、品質担当、 アジア・大洋州事業担当		
4	再任	いい 飯	の 野	かつ 勝	とし 利	取締役 コーポレートマネジメント担当	
5	再任	たか 高	もり 森	ひろ 啓	ゆき 之	取締役 生産担当、米州事業担当	
6	再任	よね 米	や 谷	みつ 光	ひろ 弘	取締役 特定顧客担当、中国事業担当	
7	再任	かい 貝	すみ 住	やす 泰	あき 昭	取締役 先進技術担当	
8	再任	うえ 上	だ 田	けい 啓	すけ 介	取締役 営業担当、欧州事業担当	
9	再任	もり 森	まさ 正	かつ 勝	社外 独立	社外取締役	
10	再任	こう 河	の 野	ひろ 宏	かず 和	社外 独立	社外取締役

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	きた の たか のり 北野 隆典 (1956年4月22日生)	<p>1983年6月 当社入社 1983年6月 当社監査役（常勤） 1985年6月 当社取締役 1988年6月 当社常務取締役、経営支援事業部長 1990年6月 当社代表取締役専務 1994年6月 当社代表取締役副社長 1996年6月 当社電子機器事業本部長 1999年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 北野隆典氏は、監査役を経て取締役、常務取締役に就任後、1990年6月に代表取締役専務に就任し、代表取締役副社長を経て1999年6月に代表取締役社長に就任しており、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化を図るなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	506,615株
2	ひら つか ゆたか 平塚 豊 (1956年10月28日生)	<p>1980年3月 当社入社 2005年6月 当社ディスプレイデバイス事業部長 2008年6月 当社取締役 2013年6月 当社購買担当（現任） 当社ロジスティクス担当（現任） 当社コンプライアンス・企業倫理担当（現任） 当社日本関係会社事業担当（現任） 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 当社環境担当（現任） 2017年6月 当社専務取締役（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 平塚豊氏は、ディスプレイデバイス事業部長、購買担当、ロジスティクス担当、コンプライアンス・企業倫理担当、日本関係会社事業担当、環境担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	39,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	た なべ とおる 田 辺 徹 (1959年3月10日生) 再任 取締役会への出席状況 (当期) 13回／13回 (100%)	<p>1981年4月 当社入社 2008年6月 当社インテグレーテッドコンポーネンツ事業部長 2010年6月 当社取締役 2014年6月 当社アジア・大洋州事業担当 (現任) 2015年6月 当社品質担当 (現任) 2017年6月 当社常務取締役 (現任) 当社研究開発・技術担当 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 田辺徹氏は、インテグレーテッドコンポーネンツ事業部長、アジア・大洋州事業担当、品質担当、研究開発・技術担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	28,600株
4	いい の かつ とし 飯 野 勝 利 (1961年9月23日生) 再任 取締役会への出席状況 (当期) 13回／13回 (100%)	<p>1985年4月 当社入社 2005年6月 当社経理部門長 2013年6月 当社取締役 (現任) 当社コーポレートマネジメント担当 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 飯野勝利氏は、経理部門長、コーポレートマネジメント担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	20,900株
5	たか もり ひろ ゆき 高 森 啓 之 (1957年1月2日生) 再任 取締役会への出席状況 (当期) 13回／13回 (100%)	<p>1977年4月 当社入社 2009年6月 当社四輪第二事業部長 2014年6月 当社取締役 (現任) 当社生産担当 (現任) 2015年6月 当社米州事業担当 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 高森啓之氏は、四輪第二事業部長、生産担当、米州事業担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	25,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	よね や みつ ひろ 米 谷 光 弘 (1958年8月17日生)	<p>1974年3月 当社入社 2009年6月 当社四輪第一事業部長 2015年6月 当社取締役（現任） 当社中国事業担当（現任） 2016年6月 当社四輪第一事業部長 2017年6月 当社特定顧客担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 米谷光弘氏は、四輪第一事業部長、中国事業担当、特定顧客担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	18,200株
7	かい すみ やす あき 貝 住 泰 昭 (1963年12月22日生)	<p>1987年4月 当社入社 2011年4月 当社設計技術センター部門長 2013年6月 当社インテグレーテッドコンポーネンツ事業部長 2017年6月 当社取締役（現任） 当社先進技術担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 貝住泰昭氏は、設計技術センター部門長、インテグレーテッドコンポーネンツ事業部長、先進技術担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	13,400株
8	うえ だ けい すけ 上 田 啓 介 (1962年9月8日生)	<p>1981年4月 当社入社 2012年4月 当社四輪第二事業部第三営業部門長 2012年7月 天津斯坦雷電気有限公司総經理 2013年8月 当社四輪第二事業部長 2017年6月 当社取締役（現任） 当社営業担当（現任） 当社欧州事業担当（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 上田啓介氏は、四輪第二事業部第三営業部門長、天津斯坦雷電気有限公司総經理、四輪第二事業部長、営業担当、欧州事業担当を務めるなど豊富な経験を有し、当社の業務に精通しているとともに、その職務・職責を適切に果たしております。これらのことから同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	13,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	<p>もり 森 まさ まさ かつ 勝 (1947年1月22日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p> <p>取締役会への出席状況 (当期) 12回／13回 (92%)</p>	<p>1972年10月 公認会計士資格取得 1989年2月 アンダーセン・コンサルティング（現 アクセンチュア株式会社）代表取締役社長 アンダーセン・コンサルティング（グローバル）（現 アクセンチュア）ボードメンバー</p> <p>2003年4月 アクセンチュア株式会社代表取締役会長 2007年4月 スカパーJSAT株式会社（現 株式会社スカパーJSATホールディングス）社外取締役 国際大学学長 2009年10月 当社社外取締役（現任） 2010年6月 ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2013年6月 国際大学副理事長 2013年11月 キリンホールディングス株式会社 社外監査役 2015年3月 2018年4月 国際大学特別顧問（現任） 2019年3月 キリンホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 森正勝氏は、長年にわたるコンサルティング会社経営者及び大学学長・理事としての識見と豊富な経験を有しています。2010年6月から当社社外取締役に就任し、経営の客観性、中立性及び適法性の確保に多大な貢献を果たしております。これらのことから同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	8,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	<p>こうのひろかず 河野宏和 (1957年4月22日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>取締役会への出席状況（当期） 13回／13回（100%）</p>	<p>1987年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 助手 1991年4月 同 助教授 1998年4月 同 教授（現任） 2009年10月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長（現任） 慶應義塾大学ビジネス・スクール校長（現任） 2012年1月 アジア太平洋ビジネススクール協会会長 2013年5月 公益社団法人日本経営工学会会長 2014年6月 株式会社岡三証券グループ社外監査役 2015年6月 同社社外取締役 監査等委員（現任） 当社社外取締役（現任） 2017年5月 公益社団法人日本経営工学会監事（現任） 2018年3月 横浜ゴム株式会社社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 河野宏和氏は、経営工学を専門とし、経営管理に関する識見と豊富な経験を有しています。2015年6月から当社社外取締役に就任し、経営の客觀性、中立性及び適法性の確保に多大な貢献を果たしております。これらのことから同氏を引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	1,900株

- （注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 森正勝及び河野宏和の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、森正勝及び河野宏和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 森正勝氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役に就任後9年となります。
 5. 河野宏和氏は、本総会終結の時をもって当社の社外取締役に就任後4年となります。
 6. 森正勝氏は、2013年6月よりヤマトホールディングス株式会社の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社連結子会社であるヤマトホームコンビニエンス株式会社において、法人のお客さまの社員向け引越サービスで約款に反した不適切な請求があり、2019年1月、国土交通省より行政処分及び事業改善命令を受けました。同社は、ヤマトホームコンビニエンス株式会社において同様の事態を発生させないための体制構築等に取り組むとともに、グループ経営の健全性を高めるためのガバナンス強化に取り組んでいます。森正勝氏は、当該事実の判明までその事実を認識しておりませんでしたが、同社の社外取締役として平素から法令遵守やコンプライアンスの観点から積極的な発言を行っており、当該事実の判明後は、取締役会において原因の追究、法令遵守の徹底、ガバナンスの強化に向けた助言を行う等、その職責を適切に果たしております。
 7. 森正勝及び河野宏和の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役 山口隆太、山内悦嗣及び菅野寛の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やま ぐち りゅう た 山 口 隆 太 (1951年11月29日生)	<p>1985年9月 当社入社 1992年6月 当社取締役 1993年4月 当社自動車機器営業統括部長 1995年4月 当社A P 統括部長 1996年6月 当社常務取締役、A P 事業部長 1998年6月 当社専務取締役、自動車機器事業副本部長 1999年6月 当社自動車機器事業本部長 2007年6月 当社監査役（常勤）（現任）</p> <p>【監査役候補者とした理由】 山口隆太氏は、取締役、常務取締役、専務取締役、自動車機器事業副本部長を務めるなど豊富な経験を有し、また、監査役に就任以降、常勤監査役として適正に監査を担っております。これらのことから同氏を引続き監査役候補者としたものであります。</p>	77,100株
2	かん の ひろし 菅 野 寛 (1958年11月14日生)	<p>1983年4月 株式会社日建設計入社 1991年8月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 同社最終役職 パートナー＆マネージング・ディレクター</p> <p>2008年7月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2012年10月 株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役</p> <p>2014年6月 株式会社WOWOW社外取締役（現任） 2015年6月 当社社外監査役（現任） 2016年3月 三井海洋開発株式会社社外取締役（現任） 2016年9月 早稲田大学大学院経営管理研究科教授（現任） 2017年8月 E R I ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>【社外監査役候補者とした理由】 菅野寛氏は、経営コンサルタントとしての識見と豊富な経験、企業戦略立案の研究者としての専門的な知見を有しています。2015年6月から当社社外監査役に就任し、経営の客観性、中立性及び適法性の確保に多大な貢献を果たしております。これらのことから同氏を引続き社外監査役候補者としたものであります。</p>	700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況			所有する当社株式の数
3	うえ ひら こう いち 上 平 光 一 (1956年4月14日生)	1979年4月 監査法人中央会計事務所入所 1982年3月 公認会計士登録 1987年10月 税務会計事務所タックスネットワーク開設 2015年12月 株式会社タックスネットワーク代表取締役 (現任)	新任	【社外監査役候補者とした理由】 上平光一氏は、公認会計士としての識見と豊富な経験を有しています。その識見と豊富な経験によって、経営の客観性、中立性及び適法性が確保されることを期待しているためであり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 菅野寛及び上平光一の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、菅野寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、上平光一氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 菅野寛氏は、本総会終結の時をもって当社の社外監査役に就任後4年となります。
 5. 菅野寛氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で責任限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、上平光一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メモ欄

株主メモ

事 業 年 度	4月1日から翌年3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月
基 準 日	定時株主総会 3月31日 期 末 配 当 3月31日 中 間 配 当 9月30日
公 告 方 法	電子公告の方法により行います。ただし、電子公告によることが できない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経 済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載のホームページアドレス http://www.stanley.co.jp/profile/index.html
株 主 名 簿 管 理 人 ・ 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

会場ご案内図



電車／JR山手線、東急目黒線・地下鉄南北線・三田線

目黒駅から徒歩約5分

..... 徒歩

— 車

— 会 場 —

ホテル雅叙園東京 2階「舞扇」の間

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1丁目8番1号

電話 (03) 3491-4111(代表)

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。